

令和4年度 野生いのししの豚熱等検査方針

令和4年(2022年)4月1日

園芸畜産課 家畜防疫対策室

森林づくり推進課 鳥獣対策室

野生いのししにおける豚熱の感染拡大が養豚農場へのウイルスの侵入に大きく関与していることが指摘されている。

養豚農場での豚熱の発生防止と感染リスクの低減のためには、養豚農場における防疫対策の徹底に加え、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年2月5日農林水産大臣公表)に規定された野生いのししの捕獲の強化及び経口ワクチンの散布を含む野生いのしし対策を推進する必要がある。

このため、野生いのししによる豚熱の感染拡大の防止に向けて、長野県内に生息する野生いのししにおける豚熱の浸潤状況の把握及び免疫保有状況の確認をするとともに、アジア等で感染が拡大しているアフリカ豚熱の侵入状況を監視するため、本方針により検査を実施する。

1 採材・検査方法

(1) 捕獲いのしし

ア 検査対象

県内全域を対象に原則として有害捕獲された捕獲いのししを検査対象として令和4年度年間計画頭数(900頭)の範囲内で抽出検査する。

捕獲いのししからの検体(血液)の採材は、一般社団法人長野県猟友会の野生いのししの捕獲等に関する専門的知識・技能を有する団体(以下「県猟友会」という。)へ委託し行う。

地域毎の検査頭数は、家畜防疫対策室が地域振興局農業農村支援センター(以下「農業農村支援センター」という。)、地域振興局林務課(以下「林務課」という。)、家畜保健衛生所及び県猟友会等と調整し、地域振興局管内毎の捕獲いのししの有害鳥獣捕獲頭数を踏まえて設定する。なお、血液が採材できない個体は検査の対象としない。

イ 採材方法等

- (ア) 県は猟友会支部等(以下「捕獲者等」という。)へ採材に必要な器材を送付する。
- (イ) 捕獲者等は、野生いのししを捕獲し、採材を行う場合、発見場所を確認し、ハンターマップのメッシュ番号とおおよその位置、地点名、個体の性別・成幼・体長・推定体重等を記録する。
- (ウ) 採材を行うために捕獲いのししを運搬して採材する場合には、血液等が漏出しないようにビニール袋等で密封するなど、適切に処置する。
- (エ) 捕獲者等は、感染拡大防止のため、採材時に使用した器具等の消毒を行う。
- (オ) 捕獲者等は、血液を採材する。血液は5ミリリットル以上を目安に採材する。
- (カ) 捕獲者等は、採材後捕獲された場所や捕獲器具等の消毒を実施するとともに、捕獲いのししの死体や解体及び自家消費の残渣を埋却する際は、消石灰又は消毒液を散布する等の処置を実施し、野生動物が掘り返したり、風雨等により容易に死骸等が露出しないくらいに深さに埋却する等の適切な処置を行う。
- (キ) 捕獲者等は開庁日に松本家畜保健衛生所へ検体が到着するよう送付する。
- (ク) 捕獲者等は必要な書類を取りまとめ、県猟友会へ報告する。

ウ 検査項目

検査項目		検体	検査方法
豚熱	抗原検査	血液（血清）	P C R検査
	抗体検査	血液（血清）	E L I S A検査
アフリカ豚熱	抗原検査	血液（血清）	P C R検査

(2) 死亡いのしし

ア 検査対象

県内全域を対象に、発見された死亡いのししの全頭を検査対象とする。（令和4年度計画頭数120頭）

なお、以下の場合には検査の対象としない。

- ① 死亡から2日以上経過し、腐敗やミイラ化している場合
- ② 鳥獣による食害、交通事故等で損傷が著しく採材が困難と想定される場合
- ③ 死亡いのししを発見した者等（以下「発見者等」という。）の現地への同行が不可能な場合
- ④ 発見場所が車を駐車できる場所から徒歩で10分以上かかる場合や、身の危険を伴うような地理的条件の場合

イ 採材方法等

(ア) 発見者は市町村（猟友会支部等を含む。）に連絡し、市町村は家畜保健衛生所に死亡の状況を報告する。なお、家畜保健衛生所が行う検体（血液及び扁桃）の採材は、原則として、平日の午前8時30分から正午までの受付とする。これ以外の対応については、状況に応じて市町村等と協議して判断する。

(イ) 家畜保健衛生所は、採材の可否を判断し、管轄する農業農村支援センター及び市町村に連絡するとともに、必要に応じて、市町村、猟友会等に採材への協力を要請の上、採材を実施する。

(ウ) 家畜保健衛生所は、発見場所の経度緯度を確認し、地点名、個体の性別・成幼・体長・推定体重・外傷の有無等を記録する。

(エ) 採材は、原則として、現地で実施する。死亡いのししを運搬して採材する場合には、血液等が漏出しないようにビニール袋等で密封するなど適切に処置する。

(オ) 採材者は、防護服、長靴、ブーツカバー、手袋を着用する。使用した防護服等は、感染性廃棄物として適切に処分する。

(カ) 採材者は、血液及び扁桃を採取する。血液は5ml以上を目安に採取する。ただし、血液が採取できない場合は、扁桃のみ採取する。

(キ) 市町村等は、発見された場所の消毒を実施するとともに、死亡いのししを埋却する際は、消石灰又は消毒液を散布する等の処置を実施し、野生動物が掘り返したり、風雨等により容易に死骸等が露出しないくらいの深さに埋却する等の適切な処置を行う。

(ク) 農業農村支援センター、林務課及び家畜保健衛生所は発見された場所や器具等の消毒、野生いのししの死体の埋却・消毒等を適切に実施するよう指導する。

(ケ) 採取した検体は、管轄家畜保健衛生所を経由して松本家畜保健衛生所へ送付する。

ウ 検査項目

検査項目		検体	検査方法
豚熱	抗原検査	血液（血清）又は扁桃	PCR検査
	抗体検査	血液（血清）	ELISA検査
アフリカ豚熱	抗原検査	血液（血清）又は扁桃	PCR検査

2 検査実施体制

(1) 検査の実施

検査は原則として松本家畜保健衛生所で実施する。

(2) 検体情報及び検査結果の連絡・公表

松本家畜保健衛生所は、家畜防疫対策室へ検査実施予定の検体情報を連絡する。

松本家畜保健衛生所は、検査結果を家畜防疫対策室及び管轄家畜保健衛生所に連絡する。

家畜防疫対策室は、農業農村支援センター及び鳥獣対策室へ検査結果を連絡する。農業農村支援センターは関係市町村等へ連絡し、鳥獣対策室は地域振興局林務課へ検査結果を連絡する。また、家畜防疫対策室は検査結果を原則として毎週水曜日に県ホームページで公表する。

なお、水曜日が祝祭日の場合は、その直後の開庁日に置き換えるものとする。また、必要に応じてプレスリリースにより状況を公表する。

3 検査促進費

家畜防疫対策室は、検査に供した捕獲いのししについて、予算の範囲内で、検査に協力した県猟友会等に対して、検査促進費を支払う。

なお、検体量の不足、腐敗等検査不適となった場合は検査促進費を支払わない。

4 留意事項

(1) 家畜防疫対策室と鳥獣対策室は協議のうえ、豚熱に感染した野生いのししが確認された地点から概ね半径10kmの範囲で、市町村境、道路、河川等で区切った区域を「感染確認区域」に、また、感染確認区域以外のすべての市町村等を「感染拡大防止区域」に指定するとともに、検査結果に応じてその都度、「野生いのしし豚熱感染状況マップ」を作成（更新）し公表する。

(2) 農業農村支援センター、林務課及び家畜保健衛生所は、捕獲者等に対し、別紙及び「野生いのしし豚熱感染状況マップ」により捕獲いのししの取り扱いについて指導するとともに、その指導にあたっては、市町村の協力を求める。

(3) 検査に供した死亡いのししの埋却に際し、埋却穴の掘削等が必要な場合には、農業農村支援センター及び林務課が関係市町村と協議し必要に応じて県が予算の範囲内で市町村などの要望により実施する。

5 実施期間

本検査方針による対応は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

6 その他

本検査方針は、野生いのししの感染状況や免疫保有状況等に応じて適宜見直しを行うものとする。

別紙

捕獲いのししの取扱いについて

市町村ごとの状況は、最新の「野生いのしし豚熱感染状況マップ」で必ずご確認ください。

(https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/ton_korera.html)

また、県外で狩猟を行う場合においては、野生いのししの豚熱感染状況を国ホームページ等で確認し、感染が確認されている地域では下記の感染確認区域と同様の対応をお願いします。

(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/touet/domestic.html>)

区分		感染確認区域	感染拡大防止区域
エリア		豚熱感染確認地点を中心に半径10km程度の範囲とし、市町村境、道路、河川等で区切った区域。	左記以外の 県内全ての区域
消毒 対応	埋却物・残渣	必要 ※1	不要
	靴、車両、捕獲器具等		必要
埋設方法		野生動物が掘り返したり風雨等により容易に捕獲物が露出しないくらいの深さに埋却する。 ※2	
捕獲 個体 の 利用	自家消費	可能 ※3 解体残渣は、適切に処分を行い、いのしし及び肉、内臓、血液等は感染確認区域外に持ち出さないこと	可能 ※3
	肉等の流通	自 粛	可 能
	他人への譲渡		

※1 交差汚染防止のため捕獲場所周辺、靴、車両、捕獲器具等の消毒を十分に実施する。死体を埋却する場合には、死体に消石灰又は消毒液を散布するなど可能な限り交差汚染防止対策に努める。

なお、死体を運搬する場合には、血液等が漏出しないようにビニール袋等で密閉する等適切に処置し、仮に血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置を行いうこと。また、捕獲いのししを解体施設等に搬入する場合は、交差汚染を防ぐため、解体前後で施設・器具等の洗浄・消毒を実施するなど交差汚染が起こらないよう適切に処理すること。

※2 感染拡大の防止に配慮するとともに「鳥獣保護管理法第18条」に準拠した対応。

※3 いのししの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設でいのししを解体した上で、いのしし肉のみを容器で密封した状態で持ち帰ること。また、調理時の交差汚染を防ぐため、容器は洗浄・消毒の上、適切に廃棄すること。

なお、生肉を冷凍保存した場合でも、ウイルスが残存していることから、上記同様に扱うこと。